

令和8年度浜松市はますくヘルパー利用事業 募集要項

1 業務概要

(1) 業務名 浜松市はますくヘルパー利用事業

(2) 業務場所 浜松市内

(3) 業務内容

浜松市に住民票を有し、次のいずれかに該当し、日中身近に支援者がいない又は家事や育児に対して心配がある者（以下「利用対象者」という。）にはますくヘルパーを派遣する。

ア 妊婦（親子健康手帳の交付を受けている者）又は3歳を迎える前日までの児童を養育する保護者であって、家事又は当該児童及び兄姉児の育児が困難である者

イ その他市長が利用対象者とすることが必要であると認める者

ただし、児童のほかに利用者又はその他の保護者が居宅しない等の事由により、はますくヘルパーを利用することに支障があると市長が認める場合は、利用の対象としないことができる。

(4) 業務実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 実施するために必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受ける予定の者かつ、浜松市物品購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間でないこと。

イ 引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を登録意向申出書の提出期限までに提出した者。なお、入札参加資格審査申請に準じた書類については、事前に浜松市役所（子育て支援課）へ確認すること。

(3) 業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること。

(4) 適切な事業運営が確保できると認められる者。

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 介護保険法に規定する訪問介護事業所の指定を受けている事業者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業者

ウ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業者

(6) 事業者は、利用者に関する相談応じられる体制を確保するために、保健師・助産師・看護師・准看護師・幼稚園教諭・保育士のいずれかの資格を有する者をおかなければならぬ。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受

けている者を除く。) でないこと。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。